

Actus Newsletter(資産税)

特例事業承継税制について



中小企業の事業承継を税務面から支援する「事業承継税制」が今注目を浴びております。また、その事業承継税制の特例措置は、贈与税や相続税の納税を最大 100%猶予できる制度であり、事前に特例承継計画の提出が必要で、その期限が「令和 6 年 3 月末」に迫っております。そこで今回は、特例事業承継税制について、制度の概要と手続きについて解説します。

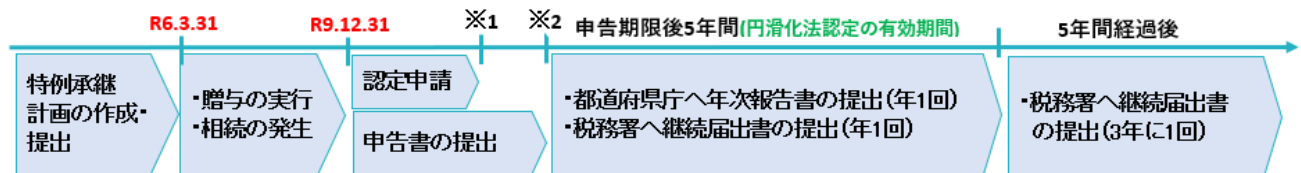
■特例事業承継税制の概要

法人版事業承継税制は、後継者が、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、その贈与税・相続税の納税を猶予する制度です。猶予された贈与税・相続税は、後継者の死亡等の事由により、納付が免除されます。平成 30 年度税制改正で、従来の「一般措置」に加え、10 年間の措置として「特例措置」が創設されました。特例措置と一般措置の違いは以下のとおりです。

項目	特例事業承継税制 (特例措置)	事業承継税制 (一般措置)
計画策定	特例承継計画の提出が必須 (提出期限:令和 6 年 3 月 31 日)	不要
適用期限	令和 9 年 12 月 31 日までの贈与・相続等	なし
対象株式	全株式	株式総数の最大 3 分の 2 まで
納税猶予割合	贈与:100% 相続:100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者	複数の株主から 1 人の後継者
相続時 精算課税	60 歳以上の者から 18 歳以上の者への贈与(第三者も可)が対象	60 歳以上の者から 18 歳以上の推定相続人又は孫への贈与が対象
雇用確保 要件	認定支援機関等が一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予の取消は無かったものとして取り扱われることになり、 実質的に要件が撤廃	常時使用する従業員数が 5 年平均で贈与又は相続等時の従業員数の 80%を下回った場合、納税の猶予は打ち切り

■特例事業承継税制適用における手続き

特例事業承継税制の適用を受けるためには、特例承継計画の提出、都道府県知事の認定申請、税務署への申告等の手続きが必要になります。特例承継計画の作成には**認定支援機関の指導及び助言**が必要です。



※1 贈与税…贈与年の 10 月 15 日から翌年 1 月 15 日まで。相続税…相続開始の翌日から 8 ヶ月以内

※2 贈与税…贈与の翌年 3 月 15 日まで。相続税…相続開始の翌日から 10 ヶ月以内

■特例事業承継税制における免除・納税事由

特例事業承継税制は、一定の要件のもとで贈与税・相続税の納税が猶予されますが、あくまでも猶予であり、納税が免除されるわけではありません。下記表の左側の**免除事由**が生じたときにはじめて猶予税額が免除されます。一方で要件を満たさなくなった場合には猶予税額を納税しなければなりませんので注意が必要です。また、経営環境の変化により株価が下落した場合に、承継時との納税差額を免除する減免制度もあります。

項目	猶予税額が免除される場合	猶予税額を納税しなければならない場合
事由	<ul style="list-style-type: none"> 後継者の死亡 先代経営者の死亡(相続税の対象となる) 会社の倒産・次の後継者へ贈与 等 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者が代表権を有しないこととなった場合 同族で過半数の議決権を有しないこととなった場合 株式等を譲渡した場合・会社が解散した場合 等

■特例事業承継税制の対象となる特例後継者の要件

特例後継者は、**特例承継計画に記載された後継者**であり、**50%超の同族株主グループ**に属していることが要件となります。さらに贈与税については、**贈与時に 18 歳以上で代表者であること、贈与の直前において 3 年以上役員であること**が必要です。また、相続税については、**相続開始の直前において役員であること**(贈与者が 70 歳未満で死亡した場合を除く)、**相続開始から 5 ヶ月後に代表者であること**が要件となります。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！